

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和8年6月4日（令和8年（行情）諮問第752号ないし同第755号及び同第757号ないし同第759号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第690号ないし同第693号及び同第695号ないし同第697号）

事件名：特定課室の矯正措置に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定課室の矯正措置に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定課室の矯正措置に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定課室の矯正措置に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定課室の矯正措置に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定課室の矯正措置に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定課室の矯正措置に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和8年1月20日付け厚生労働省発地0120第1号ないし同第4号及び同第6号ないし同第8号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由（共通）

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

少なくとも令和3年度において、厚生局内で非違行為を行った者があり、既に他の厚生局に異動していたため、地方課より指示があり、矯正行為を行い、完了後地方課に報告している事例があることを当該厚生局の開示資料から確認している。

当然、指示のための決裁や完了報告の文書が存在しているはずである。

見落としているのか、文書が存在しているか否かは所詮、審査請求人にも総務省にも知りようがないと考えて、回答したのかはわからないが「保有していない」としているのは誤りであるため。

既に令和３年度に隠蔽か誤りがある以上、他の年度についても、同様である蓋然性が高いため。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件各審査請求の経緯

(１) 審査請求人は、開示請求者として、令和７年１２月１８日付け（同月２２日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、本件対象文書について各開示請求をした。

(２) これに対して、処分庁は、令和８年１月２０日付け厚生労働省発地０１２０第１号ないし同第４号及び同第６号ないし同第８号により、各不開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年３月３日付け（同月６日受付）で本件各審査請求をした。

２ 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

３ 不開示情報該当性について

本件対象文書について、該当すると考えられる共有フォルダ・書棚・倉庫等を探索したものの、保有している事実は確認できず、当該文書については、開示請求のあった時点で保有していないと認められることから、法９条２項の規定により、不開示とした。

４ 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第２の２のとおり主張している。

この点、各地方厚生（支）局（以下「各厚生局」という。）で行った矯正措置に関する行政文書は、各厚生局において保管されるものであり、処分庁は各厚生局で実施した矯正措置に係る行政文書を保有しているわけではない。

また、処分庁で保有している行政文書は、矯正措置に該当する可能性のある事案のうち、処分庁が対応した事案にかかる文書に限られる。

以上のことから、審査請求人が主張する事案の文書を保有していないことは当然あり得ることであり、審査請求人の主張は失当である。

なお、審査請求人は、別途、本件開示請求と同様の内容の開示請求をしている。これに対して、処分庁は、令和２年度分の行政文書を保有していたため、一部開示決定をしている。

５ 結論

よって、本件各審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和８年６月４日 諮問の受理（令和８年（行情）諮問第７

5 2 号ないし同第 7 5 5 号及び同第 7 5 7 号ないし同第 7 5 9 号)

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受 (同上)

③ 同年 9 月 3 日 審議 (同上)

④ 同年 1 0 月 1 5 日 令和 8 年 (行情) 諮問第 7 5 2 号ないし同第 7 5 5 号及び同第 7 5 7 号ないし同第 7 5 9 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を開示請求のあった時点で保有していないと認められるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書は、平成 2 8 年度ないし令和元年度及び令和 3 年度ないし令和 5 年度の大蔵官房地方課の人事に関する矯正措置に関する文書 (地方厚生 (支) 局に対するもの) である。

(2) 審査請求人は、審査請求書 (上記第 2 の 2) において、少なくとも令和 3 年度において、厚生局内で非違行為を行った者があり、既に他の厚生局に異動していたため、地方課より指示があり、矯正行為を行い、完了後地方課に報告している事例があることを当該厚生局の開示資料から確認している旨主張する。

(3) これに対し、諮問庁は、上記第 3 の 4 において、以下のとおり説明する。

ア 各厚生局で行った矯正措置に関する行政文書は、各厚生局において保管されるものであり、処分庁は各厚生局で実施した矯正措置に係る行政文書を保有しているわけではなく、また、処分庁で保有している行政文書は、矯正措置に該当する可能性のある事案のうち、処分庁が対応した事案に係る文書に限られる。

以上のことから、審査請求人が主張する事案の文書を保有していないことは当然あり得ることであり、審査請求人の主張は失当である。

イ 審査請求人は、別途、本件各開示請求と同様の内容の開示請求をしており、これに対して、処分庁は、令和 2 年度分の行政文書を保有していたため、一部開示決定をしている。

(4) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 大臣官房地方課特定室が対応する事案については、各厚生局において発生した法令違反等の事案のうち、例えば、非違行為者が厚生局在籍時（厚生局長発令）に起こした事案を、厚生労働省本省に戻った後（厚生労働大臣発令）で処分をすることになった場合など特殊な事案が該当する。

一方、上記のような事案を除き、各厚生局において発生した法令違反等の事案のうち、任命権者が各厚生局長である職員の事案については、各厚生局が対応することとなり、当該厚生局において決裁が行われ、その関係行政文書も当該厚生局において保有される。

イ したがって、理由説明書（上記第3の4）で説明するとおり、令和2年度には、上記アの大臣官房地方課特定室が対応する事案があったが、本件各開示請求の対象となった他の年度には該当する事案はなかったものである。

ウ なお、審査請求人が主張する事案がどの事案を指すのか不明であるが、一般的には、各厚生局において発生した法令違反等の事案について、各厚生局から報告、相談又は照会を受けた場合には、大臣官房地方課特定室においても対応方針について検討を行い、必要に応じて大臣官房人事課へ照会又は相談した上で、厚生局に対して助言を行うことはあるが、そのような照会又は相談に関する文書については、保存期間が1年未満文書として取り扱われているため、大臣官房地方課では保有していない。

(5) 上記(3)及び(4)の諮問序の説明に、特段、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。また、上記第3の3の本件対象文書の探索方法等についても問題があるとはいえない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙（本件対象文書）

- 文書 1（諮問第 7 5 2 号） 大臣官房地方課の人事に関する矯正措置に関する
文書（地方厚生（支）局に対するもの）平成 2 8 年度
- 文書 2（諮問第 7 5 3 号） 大臣官房地方課の人事に関する矯正措置に関する
文書（地方厚生（支）局に対するもの）平成 2 9 年度
- 文書 3（諮問第 7 5 4 号） 大臣官房地方課の人事に関する矯正措置に関する
文書（地方厚生（支）局に対するもの）平成 3 0 年度
- 文書 4（諮問第 7 5 5 号） 大臣官房地方課の人事に関する矯正措置に関する
文書（地方厚生（支）局に対するもの）令和元年度
- 文書 5（諮問第 7 5 7 号） 大臣官房地方課の人事に関する矯正措置に関する
文書（地方厚生（支）局に対するもの）令和 3 年度
- 文書 6（諮問第 7 5 8 号） 大臣官房地方課の人事に関する矯正措置に関する
文書（地方厚生（支）局に対するもの）令和 4 年度
- 文書 7（諮問第 7 5 9 号） 大臣官房地方課の人事に関する矯正措置に関する
文書（地方厚生（支）局に対するもの）令和 5 年度